

さわやかナーシングビラ（障害者短期入所）

利用料金表

1. 介護給付の対象となるサービス

(1) 福祉型短期入所サービス費 I

	単位数
区分1・2	509単位
区分3	583単位
区分4	648単位
区分5	784単位
区分6	923単位

福祉型短期入所サービス費の減算

減算内容	減算額
利用者の数が利用定員を超える場合	30%に相当する額
従業者の員数が基準に満たない場合	30%に相当する額
身体拘束廃止未実施減算	5単位/日
身体拘束廃止未実施減算（厚生労働大臣の定める施設基準を満たさない場合）。	1%に相当する額
虐待の発生又はその再発を防止するための処置。（厚生労働大臣の定める施設基準）が講じられていない場合。	1%に相当する額
感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる業務継続計画が未策定の場合。	1%に相当する額
障害福祉サービス等情報公表システム上に未報告の場合。	5%に相当する額

(2) その他の加算される料金

加算項目	加算内容	利用者負担額
短期利用加算	利用開始日から30日以内の期間においてサービスを提供した場合。 1年につき30日を限度。	30単位/日
常勤看護職員等配置加算Ⅰ	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合。	10単位/日（定員6人以下）
常勤看護職員等配置加算Ⅱ		8単位/日（定員7人以上12人以下）
常勤看護職員等配置加算Ⅲ		6単位/日（定員13人以上17人以下）
常勤看護職員等配置加算Ⅳ		4単位/日（定員18人以上）
重度障害者支援加算Ⅰ	①区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受入れた場合。 ※実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合。 ※①を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核的人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合 ①に加える。	50単位/日 +100単位/日 +50単位/日
重度障害者支援加算Ⅱ	①区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受入れた場合。 ※実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合。 ※①を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核的人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合 ①に加える。	30単位/日 +70単位/日 +50単位/日

医療連携体制加算Ⅰ	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合。	32単位/日
医療連携体制加算Ⅱ	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合。	63単位/日
医療連携体制加算Ⅲ	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合。	125単位/日
医療連携体制加算Ⅳ	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合。	960単位/日（利用者が1人）
		600単位/日（利用者が2人）
		480単位/日（利用者が3人以上8人以下）
医療連携体制加算Ⅴ	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合。	1600単位/日（利用者が1人）
		960単位/日（利用者が2人）
		800単位/日（利用者が3人以上8人以下）
医療連携体制加算Ⅵ	特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合。	2000単位/日（利用者が1人）
		1500単位/日（利用者が2人）
		1000単位/日（利用者が3人）
医療連携体制加算Ⅶ	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合（看護職員1人あたり）	500単位/日
医療連携体制加算Ⅷ	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合	100単位/日
医療連携体制加算Ⅸ	日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合	39単位/日
栄養士配置加算Ⅰ	常勤の栄養士を1名以上配置し、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意して安全な食事管理を行っている場合。	22単位/日
栄養士配置加算Ⅱ	栄養士を1名以上配置し、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意して安全な食事管理を行っている場合。	12単位/日
利用者負担上限額管理加算	事業所において利用者負担合計額の管理を行った場合。	150単位/1回
食事提供体制加算	低所得者等に対して、事業所の調理員による食事提供又は委託業者による食事提供のための体制を整え、食事の提供を行った場合。	48単位/日
緊急短期入所受入加算Ⅰ	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急にサービスを提供した場合。利用を開始した日に限る。	180単位/日
送迎加算	居宅又は事業所の最寄り駅、集合場所と事業所との間の送迎を行った場合。	186単位/1回

(2) - 1

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、福祉・介護職員の沈金の改善等を行っている場合。	(1) + (2) の該当するものの8.6%に相当する単位
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ		(1) + (2) の該当するものの6.3%に相当する単位
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ		(1) + (2) の該当するものの3.5%に相当する単位

(2) - 2

福祉・介護職員処遇改善特別加算	厚生労働大臣が定める基準に適合して、福祉・介護職員の沈金の改善等を行っている場合。	(1) + (2) の該当するものの0.9%に相当する単位
-----------------	---	-------------------------------

(2) - 3

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合して、福祉・介護職員の沈金の改善等を行っている場合。	(1) + (2) の該当するものの2.1%に相当する単位
------------------	---	-------------------------------

※ (2) -1、(2) -2、(2) -3

令和6年6月1日より、施設が活用しやすくするために一本化となり、加算率が上がります。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	(1) + (2) の該当するものの 15.9%に相当する単位
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	/
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	(1) + (2) の該当するものの 11.5%に相当する単位

(3) 地域区分

事業所の所在する美濃加茂市は「7級地」に該当します。

(1) および(2) は表示の料金に1.018を乗じた額が実際の利用者負担額になります。

2. 介護保険給付の対象とならないサービス

I 食費

内訳	1日あたり
(令和3年8月から) ※朝食345円、昼食600円、夕食500円	1,445円

II その他の費用

項目	内容	利用者負担額
理美容代	理美容師の出張による、理髪・美容サービスを受けられた場合	実費（業者の定める金額）
喫茶	施内喫茶を利用された場合	100円
電気使用量	事業所内で施設備え付け機器以外	1台につき500円/月
その他の日常生活品等	利用者の希望により日常生活に使用する品物を購入された場合	実費
クラブ活動の材料費	事業所内で行うクラブ活動に参加された場合	実費
娯楽・行事費用	利用者の希望により娯楽や行事に参加された場合	実費